資料２－１

２　議題

（２）神奈川県循環器病対策推進協議会設置要綱の改正について

神奈川県循環器病対策推進協議会設置要綱の改正について

1　要綱改正の概要

協議会委員人数を15人以内 ⇒ 17人以内に改正する

令和７年度より「循環器病CKD重症化予防事業」を開始
２次予防に取り組む保険者を構成員に追加

〇神奈川県保険者協議会から１名

〇市町村から１名

神奈川県循環器病対策推進協議会設置要綱の改正について

２　神奈川県循環器病対策推進協議会設置要綱　新旧対照表

新	旧
（構成員） 第３条　協議会は、委員17人以内で構成し、次に掲げる者の中から選定する。 (1)　循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者 (2)　救急業務に従事する者 (3)　循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者 (4)　学識経験のある者 学識経験のある者には、公益社団法人日本脳卒中学会神奈川県脳卒中対策推進委員長、一般社団法人日本循環器学会心血管病対策推進委員会神奈川県委員長を含むものとする。 (5)　その他循環器病対策の推進に関し必要と認める者 ２　委員の任期は２年間とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は前任者の残任期間とする。 ３　委員は、再任することができる。	（構成員） 第３条　協議会は、委員15人以内で構成し、次に掲げる者の中から選定する。 (1)　循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者 (2)　救急業務に従事する者 (3)　循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者 (4)　学識経験のある者 学識経験のある者には、公益社団法人日本脳卒中学会神奈川県脳卒中対策推進委員長、一般社団法人日本循環器学会心血管病対策推進委員会神奈川県委員長を含むものとする。 (5)　その他循環器病対策の推進に関し必要と認める者 ２　委員の任期は２年間とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は前任者の残任期間とする。 ３　委員は、再任することができる。